

使用料規程取扱細則
(第2章第7節ビデオグラム録音)

(目的)

第1条 本細則は、使用料規程第1章総則の備考に基づき、契約の促進又は管理の効率化を図ることを目的として、同規程第2章第7節ビデオグラム録音の規定の運用にあたり適用する使用料等の減額措置を定める。

(適用範囲)

第2条 本細則は、使用料規程第2章第7節ビデオグラム録音の規定（以下「本規定」という。）により使用料（基本使用料の定めがあるものについては、基本使用料を除く。以下「使用料」という。）を算定するビデオグラムに適用する。

(電子的方式による申請・報告に対する措置)

第3条 利用者が利用申請及び利用状況に関する報告を当協会の指定する方法又は様式に従って電子的方式にて履行した場合、ビデオグラム（収録されている内容が同一であるもの。）の一回の申請における複製個数が20個以上のときは、本規定を適用して算定される使用料から5%減額できるものとする。

ただし、本規定において、使用料の算出にあたり、複製個数によらず定額の使用料が適用される、次の各号に掲げるものに該当するものは除く。

- (1) 本規定1(3)ア(イ)の規定を適用し、複製使用料の額が350円となる場合。
- (2) 本規定1(3)イ(イ)の規定を適用し、複製使用料の額が220円となる場合。
- (3) 本規定2(2)の規定を適用し、複製使用料の額が1(3)イ(イ)に規定する220円に50%を乗じて得た額となる場合。
ただし、本号における「50%」の部分については、本規定（ビデオグラム録音の備考）⑦（経過措置）に従い、読み替える。
- (4) 本規定（ビデオグラム録音の備考）⑦（経過措置）を適用し、算出した1ビデオグラム当たりの使用料（本号においては基本使用料を加算した額）が1020円となる場合。

(包括契約に対する措置)

第4条 別に定める条件を満たした利用者との間で、当協会の管理著作物の利用を包括的に許諾する著作物利用許諾契約（以下「包括契約」という。）

を締結した場合、次に該当するビデオグラムについて、業務の円滑化、効率化への寄与に対して以下のとおり区分し、それぞれに定める率を本規定を適用して算定される使用料から減額できるものとする。

- (1) 当該包括契約者の市販用、業務用及び通販用ビデオグラム（当協会の指定する者による監査で確認した販売・流通経路において当該包括契約を締結した者の管理下にあるものを含む。以下同じ。）20%。

当該包括契約者の市販用、業務用及び通販用ビデオグラムであって、第3条に定める減額措置が適用となる場合は、その措置による減額と本条に定める率とを併せて25%。

ただし、新たに包括契約を締結する場合は、当初の2年間で包括契約移行に伴う契約履行状況の評価期間とし、本号に定める率を、初年度5%、次年度10%と読み替える。

- (2) 当該包括契約者の製造受託盤など随時製作される（1）以外のビデオグラム以外のビデオグラム3%。

当該包括契約者の製造受託盤など随時製作される（1）以外のビデオグラムであって、第3条に定める減額措置が適用となる場合は、その措置による減額と本条に定める率とを併せて8%。

（新規開発製品に対する措置）

第5条 新たに開発された媒体を用いて発売される製品について当協会が承認した場合、本規定を適用して算定される使用料から、次の範囲内で減額できるものとする。

- (1) 適用期間は、当該製品が最初に発売されてから3年以内とする。

- (2) 減額率は、その上限を20%とし、年次段階的に減ずる。

第3条及び第4条に定める減額措置が適用となる場合は、その各措置による減額と本条に定める率とを併せた率とする。

（事務代行に対する措置）

第6条 利用者の著作権処理事務（以下この条において単に「事務」という。）を代行する事業者（10以上の利用者の事務を代行するものに限る。以下「代行事業者」という。）が、その事務の代行によって、利用許諾契約の締結の促進及び当協会の管理業務の効率化に資するものと認められるときは、当協会との間で事務に関する協定を締結していることを条件として、当該代行事業者に事務を代行させている各利用者が当協会に支払う

べき使用料（当該代行事業者を経由して支払うものに限る。）から、5%減額できるものとする。

（減額措置適用の取消し）

第7条 著作物利用許諾契約条項の不履行が生じた場合、第3条から第5条に定める各減額措置を取り消すことができるものとする。

（細則の変更）

第8条 本細則は、使用料規程が変更された場合その他必要がある場合には変更することがある。

附則

（実施期日）

この細則は、2020年4月1日から実施する。